

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧  
(NGN の IPv6 インターネット接続における接続事業者数の拡大)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計7件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 24 年 10 月 31 日	社団法人日本ネットワーク インフォメーションセンター	理事長	後藤 滋樹
2	平成 24 年 11 月 1 日	日本ネットワークイネイブラー 株式会社	代表取締役社長	小林 昌宏
3	平成 24 年 11 月 1 日	社団法人日本インターネット プロバイダー協会	会長	渡辺 武経
4	平成 24 年 11 月 1 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
5	平成 24 年 11 月 1 日	BBIX株式会社	専務取締役兼 COO	福智 道一
6	平成 24 年 11 月 1 日	グーグル株式会社	代表取締役	有馬 誠
7	平成 24 年 11 月 1 日	株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	代表取締役社長	鴫田 勝彦

※1については、11月8日(木)追加

# 意見書

平成24年10月31日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 101-0047

住所 とうきょうとちよだくうちかんだ3-6-2 あーばんねっとかんだびる4かい  
東京都千代田区内神田3-6-2 アーバンネット神田ビル4階

組織名 しゃだんほうじんにほんねっとわーくいんふおめーしょんせんたー  
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

ごとう しげき  
理事長 後藤 滋樹

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年10月2日付で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

NTT 東西の NGN で利用する IPv6 アドレス空間の分配を受けていない新規 IPoE 接続事業者は、JPNIC や APNIC などのインターネットレジストリに対して IPv6 アドレスの分配を申請することとなります。インターネットレジストリでは、申請時点で有効な IP アドレスポリシーに基づき、ポリシーに記載された客観的な要件を元に、分配を行う IPv6 アドレスの大きさを決定します。

(本日現在有効な IP アドレスポリシー)

JPNIC における IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー

<http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01126.html>

本件について NTT 東西に照会したところ、新規 IPoE 接続事業者が用意する IPv6 アドレスのサイズは、既存 IPoE 接続事業者が用意した「/23」から「/30」へ大幅に縮小されたとの回答を得ました。

新規 IPoE 接続事業者が、現在の最小割り振りサイズである「/32」を超える IPv6 アドレスの分配を受けるためには、既存の IPoE 接続事業者と同様にこのポリシーに定められた割り当て数の要件を満たすこと、もしくは、/32 を超える IPv6 アドレス分配を必要とする技術的な理由がある根拠を示すことが求められます。

約款およびサービス仕様書の策定にあたっては、上記をご考慮いただきたいと存じます。

# 意見書

平成24年11月1日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長様

郵便番号 100-0004

住所 とうきょうとちよだくおおてまち1ちょうめ8ぼん1ごう  
東京都千代田区大手町1丁目8番1号

おおてまちビル21かい  
KDDI大手町ビル21階

氏名 にほんねっとわーくいねいぶらーかぶしがいしゃ  
日本ネットワークイネイブラー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう こばやし まさひろ  
代表取締役社長 小林 昌宏

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年10月2日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

項目	意見
IPoE 接続事業者最大数の増加の目的	本件(IPoE 接続事業者最大数の増)はNTT 東西による NGN 約款変更申請時の措置要請事項に基づき実施されているものと存じますが、「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会 第三次報告書プログレスレポート」にて報告されている通り、目下の最優先事項は IPv6 普及であると考えます。本件を IPv6 普及より優先して実施することにより、IPv6 普及に向けて残されている多くの課題への取り組みが遅れることが懸念されます。ついては、本件による IPv6 普及効果について、明らかにしていただきますよう要望いたします。
サービスオーダーに関する既存機能の維持	既存 IPoE 接続事業者が運用しているサービスオーダーシステムは、NTT 東西の接続仕様に準拠しております。IPoE 接続事業者が 3 社から最大 16 社に増える際に、NTT 東西においてエンドユーザにサービス劣化が起こる仕様変更を行われたいよう要望します。
ネイティブ接続に係る相互接続点増設	IPoE 方式の接続約款認可時の措置要請事項に、本件(IPoE 接続事業者最大数の増)と同様に IPoE 接続に係る相互接続点(POI)の増設について記載されており、また「第三次報告書プログレスレポート」においても IPv6 普及に向けて事業者コストの低減に向けて取り組むことを求められていることから、本件の実施と同様に、相互接続点の増設を実施することを要望します。その際、エンドユーザに低廉な価格にて IPv6 サービスの提供が可能となるよう、POI 増設前よりも合理的かつ低廉な接続料金にて提供されることを要望します。
新規 IPoE 接続事業者への事前通知	IPoE 接続事業者には「IPoE 接続事業者の責務」が課せられており、他の事業者から接続を求められた場合にその事業者と接続する義務を持ちます。また、本件(IPoE 接続事業者最大数の増)により IPoE 接続事業者数が 3 社から最大 16 社に増えますが事業者数に上限がある以上、IPoE 接続事業者は公共性を併せ持つ必要があります。IPoE 接続は、NTT 東西および全 IPoE 接続事業者が仕様を統一して提供しているサービスであるという性質上、今後も最大 16 社の IPoE 接続事業者が仕様を統一するための協議は必須であり、またその際には自社の利益のみを追求することなく公共的な観点を優先しながら意志決定を行う必要があります。ついては、新規に参入される IPoE 接続事業者に上記責務について事前に十分ご理解された上で接続申込み手続きが行われることを確保されるよう、要望します。

以上

意見書

平成 24 年 11 月 1 日

情報通信行政 ・ 郵政行政審議会  
電気通信事業部会長様

郵便番号 150-0031

住所 とうきょうとし ぶ や く さくらがおかちよう 東京都渋谷区 桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6 階  
社団法人日本インターネットプロバイダー協会

会長 わたなべ たけつね 渡辺 武経

情報通信行政 ・ 郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 10 月 2 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要旨

今般IPoE接続事業者の最大数が3から16に増加することは、IPoE方式の問題点の一つが緩和されることになり非常に好ましいことと考えております。

しかしながら、ISP事業者がIPv6 IPoE方式で接続するのは、コスト面等でまだハードルが高いと考えられ、IPv6の普及促進の観点から、このハードルを引き下げることが必要と考えます。

新規参入のIPoE接続事業者と既存のIPoE接続事業者の合計が17以上に達した場合は、最大数の更なる拡大に向けた検討を継続して行うことが必要と考えます。一方16に達しない場合は、今回の申込み期限後も引き続き新規参入IPoE接続事業者が申込みことが可能であることを希望します。

また、新規に参入する事業者への情報提供や、参入後の情報の取り扱いについての公平性の担保をお願いしたいと存じます。

## 総論

当協会は、平成21年のNGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款認可当時より、IPv6 IPoE方式において、当時から接続を行う事業者数が3社に制限されることの問題点について主張してきましたが、今般この最大数が3から16に増加することは、それが緩和されることになり非常に好ましいことと考えております。

しかしながら、ISP事業者がIPv6 IPoE方式で接続するのは、コスト面等でまだハードルが高いと考えられ、IPv6の普及促進の観点から、このハードルを引き下げることが必要と考えます。

また、今回の意見募集の対象ではありませんが、IPv6 IPoE方式でも、IPv6 PPPoE方式でも、今後予定されているNTT東西殿のBフレッツからNGNにマイグレーションした利用者についても、それらの方式を利用できることが必要と考えます。

## 各論

### IPoE接続事業者の最大数について

今般IPoE接続事業者の最大数が16に拡大されますが、今回のIPoE接続を行おうとする事業者からの接続申込み手続において、既存IPoE接続事業者数と接続申込み事業者数の合計が17以上に達した場合は、選定手続きの他に、最大数の更なる拡大につきましても引き続き並行して検討されるべきと考えます。

### 期日以降の申し込み受付について

今回、新規の接続申込みは一定の期日（平成24年12月下旬目途）までと期限が設定されておりますが、既存IPoE接続事業者数と接続申込み事業者数の合計が16に達しない場合は、期限後も引き続き、新規の接続申込みが受けられることを希望します。

### 新規IPoE接続を検討する事業者に対する情報提供について

今回の認可対象ではありませんが、今回最大数が拡大されるIPoE接続事業者として新規に参入を検討する事業者にとりましては、その費用がいくらかかるのかの情報が不十分であると指摘されております。詳細はNTT東西殿がIPoE接続事業者に請求する網改造費用として、NTT東西殿と既存IPoE事業者限りの情報で非開示、とのことですが、費用が明確にならないと新規参入の検討に際しビジネス判断を行うことができません。新規参入の検討

にあたって必要な情報に限り、守秘契約の締結を前提としつつも、NTT東西殿より情報の提供がされることを要望します。

NTT東西殿と既存IPoE接続事業者に加え、新規IPoE接続事業者を加えた協議の場について

今回認可対象ではありませんが、現在NTT東西殿と既存IPoE事業者間で行われているIPoE方式についての協議の場に、今回新規参入するIPoE接続事業者も加わった協議の場が必要と考えます。これは既存IPoE接続事業者と新規参入IPoE接続事業者間の公平性の確保のためにも重要と考えます。この協議の場への参加開始時期は、合理的にはIPoE接続事業者として選定され参入が認められてからと思いますが、事業に大きな影響があるのでNTT東西殿に申し込んだ時点以降から参加が認められることを要望します。

以上

## 意見書

平成24年11月1日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ぼん ごう  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則  
第2条の規定により、平成24年10月2日付けで公示された接続約款の変更案に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

(別紙)

IPv6 の普及促進のためには、IPoE 接続事業者数の拡大のみならず、IPoE 接続に係る費用(例えば、IP通信網県間区間伝送機能の料金等)の低減が必要だと考えます。

また、IPoE 接続事業者との接続等は、他事業者がNGNを利用する上で不可欠であり、その事業展開上高い重要性を有することになるため、新規に選定される IPoE 接続事業者についても、既存の IPoE 接続事業者と同様に、IPoE 接続事業者の責務が維持されることに賛同いたします。

以 上

## 意見書

平成24年11月1日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7310  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーあいえつくさぶしきがいしゃ  
氏 名 BBIX株式会社  
せんむとりしまりやく けん しーおーおー ふくち みちかず  
専務取締役 兼 COO 福智 道一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年10月2日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」といいます。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見募集について、意見提出の機会を設けていただきましたことについて御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

## はじめに

国際的な情報化社会の進展により IPv4 アドレスが枯渇したため、NTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NGN」といいます。)上での IPv6 インターネット接続の普及が急がれております。そのような中、平成 23 年 6 月には IPv6 PPPoE(トンネル)方式のインターネット接続サービス提供がスタートし、IPv6 IPoE(ネイティブ)方式も同年 7 月に 3 事業者による提供が開始されました。

このことは、国内における通信ネットワークのブロードバンド化・グローバル化の進展を加速し、通信事業者等の新サービスへの創意工夫を促し、多様なユーザーニーズに応じたサービスを生みだし、高度な通信サービスの普及拡大につながるものと期待されます。

しかし、日本国内における IPv6 インターネット接続の普及・促進は端緒についたばかりであり、今後の普及に弾みを付けるためには、今般の意見募集の対象である「NGN の IPv6 インターネット接続における接続事業者(以下「IPoE 接続事業者」といいます。)数の拡大」だけでなく、「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会 第三次プロGRESSレポート」(平成 24 年 7 月)に示された全ての項目の実現が重要と考えます。

また、今般NTT東西殿より提出された申請概要において、IPv6 PPPoE 方式(トンネル)方式による接続は「基本的な接続機能」と位置づけられている一方で、IPv6 IPoE(ネイティブ)方式は依然として IPoE 接続事業者の個別負担となる網改造料を要することとされています。このような個別負担の存在は IPoE 接続事業者参入の大きなハードルとなっており、IPv6 インターネット接続の普及促進に向けて、今後その在り方を検討するべきと考えます。

以下、意見募集対象の「NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対し、弊社意見を述べさせていただきます。

## 1. 実施予定期日と関係事業者間の事前調整と合意について

新規IPoE接続事業者の追加実施につきましては、その算入がIPv6インターネット接続サービスの健全な普及・促進に結びつくよう、IPoE接続事業者間の公正競争条件及び公平性に

配慮することが必要であり、新規事業者は既存のIPoE接続事業者の現在の接続仕様や接続構成(全国接続)等と同様の接続とすることが必須です。

これまでのIPoE接続の運営において、技術・運用の仕様策定やシステム改善の要望は既存のIPoE接続事業者間のコンセンサスを形成した上でNTT東西殿との協議を実施してきました。これは、NTT東西殿が提供しているオペレーションシステム等を共通機能として接続事業者が共同で利用している背景があるからです。

よって、新規にIPoE方式の接続を要望する通信事業者(以下、「IPoE接続申込者」といいます。)が事前調査申込書を提出し、機密保持契約等の締結が完了した以降早期に、IPoE接続申込者と既存のIPoE接続事業者の話し合いの場を設け、NTT東西殿と既存IPoE接続事業者及びIPoE接続申込者の間で接続に関する諸条件を事前に確認することが重要です。

更に、新規IPoE接続事業者の接続開始に際しては、既存IPoE接続事業者の事業運用面での新たな制限や品質低下等が発生しないようにすべきです。また、IPoE接続事業者数が増加することに伴ってシステム改変等を行う際には、既存のIPoE接続事業者に追加的な負担が発生しないようにすることも必要です。このことは、最終的には全てのIPoE接続サービス利用者の利益につながるものと考えます。

## 2. IPoE接続機能に係る接続料(網改造料)について

これまで接続事業者が最大3社に制限されていたため、IPoE接続に係る網の費用は網改造料として接続事業者の個別負担とされていました。今回の申請概要においてもIPoE接続は「基本的な接続機能」ではない、とされているものの、その根拠は依然として接続可能な事業者数に制限(16社)があるからとなっています。

基本的な接続機能とされているPPPoE接続では、都道府県の域内に特化した接続サービスや自社サービスに特化した役務提供が可能です。一方、IPoE接続事業者はNTT東西殿の提供エリア全て(全国)でサービス提供可能となるよう相互接続を維持することが前提であり、加えていかなるISP事業者の利用要望に対しても公平なサービス提供を半ば義務づけられています。この両者を比較すればIPoE接続事業者の公益性がより高いことは明らかです。

また、NTT東西殿の接続約款においても「IPoE接続に係る責務(第50条の4)」として、不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供条件を付さないこと、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと、の責務が明記されております。

更に、PPPoE接続事業者では網終端装置の費用負担は網の基本機能と整理された結果軽減されたものとなっており、また各県に接続箇所が設けられているため都道府県域内での接続が可能です。

一方、IPoE接続事業者は以下の費用を負担しています。第一は非指定設備とされているゲートウェイルータに関する個別の負担であり、第二はIP通信網県間区間伝送機能に関する個別の負担です。このIP通信網県間区間伝送機能は、IPoEの接続箇所がNTT東西殿それぞれに1箇所とされていることに起因してその利用を強いられているものです。

このように、IPoE接続とPPPoE接続の間ではコスト面の不公平が生じており、公正な競争を阻害するおそれがあります。

以上のことから、公益性の高いIPoE接続は基本的な接続機能と位置付けるべきであり、またPPPoEとの公平性の点からも個別負担と整理されている費用項目を接続料原価として見直すべきです。

### 3. IPoE接続事業者の選定手続及びIPoE接続申込者について

既存IPoE接続事業者は、前回の事業者選定において「接続申込みが承諾されることを前提として接続協定（IPoE接続機能により提供する接続機能に関するもの）の締結を行った他事業者の「インターネット接続サービスの契約数」（以下「他事業者契約数」という。）」の合計数の多い順番で、且つ自社のインターネット接続サービス契約数はカウントしないものとされたため、結果的に現在のIPoE接続事業者は全て、ISP事業者等向け卸サービス（ローミング）提供に注力している事業者となりました。

しかし今回のIPoE接続事業者数の拡大で、例えばISP専業事業者（自社サービスのみIPoE接続を提供）の参入も認めてしまった場合、ISP専業事業者は自社サービスに特化した運用スキームを構築し、自社の利用者のみを対象にしたサービス展開を行うことが可能になります。この結果、専ら自社ISPに特化してサービスを提供する事業者と全国で他ISP事業者との接続に責務を負った事業者が、IPoE接続方式において混在することとなり、結果的にはIPoE接続事業者内の協調の上に成り立ったコンセンサス作りが困難となり、様々な施策に障壁となるため、国内におけるIPv6サービスの普及・促進を阻害することになりかねません。

よって、IPoE接続申込者に対しましては以下条件を付すことが必要です。

- ① 新IPoE接続事業者はNTT東西殿それぞれに接続を行い、NTT東西殿の営業エリア全てにおいてサービス提供し、その全国サービスを継続すること
- ② 新IPoE接続事業者は、IPoE接続機能を必ず自社以外の通信事業者にも提供していること

以上

## 意見書

平成 24 年 11 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 106-6126

(とうきょうとろっぽんぎ 6-10-1  
ろっぽんぎひるずもりたわーししょぼこ 22 ごと)  
住所 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー私書箱 22 号

(ぐーぐるかぶしきがいしゃ)  
社名 グーグル株式会社

(だいひょうとりしまりやく ありま まこと)  
代表者 代表取締役 有馬 誠

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年10月2日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会(第 18 回)」において弊社が説明したとおり、IPv6 IPoE 方式(ネイティブ方式)を実現する IPv6 IPoE 接続事業者数が制限されていたことは、NGN において IPv6 の採用を妨げる 1 つの要因となっておりました。

従いまして、今回の IPv6 IPoE 接続事業者数を増加するという変更案は歓迎すべきものであり、その実現を期待しております。これにより、多くの ISP 事業者がこの仕組みを用い、ネイティブの IPv6 接続を、現在 NGN を利用している多くのインターネット利用者に提供することになるでしょう。

しかし、今回の変更により IPv6 IPoE 方式を採用するための 1 つの問題は解決しますが、その他の問題、たとえば、ISP 事業者が IPv4 に加えて IPv6 IPoE を利用する際に増えるコストなどの問題はまだ残ったままと思われます。政府と産業界には、今後も引き続き協力して残った課題を解決し、日本のインターネットにとって明るい未来をもたらしていただけることを期待しております。

# 意見書

平成 24 年 11 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 420-0034

(ふりがな) しずおかけんしずおかしあおいくときわちやうにちやうめ ばんち  
住所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(ふりがな) かぶしがいしやとーかい  
氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

だいひやうとりしまりやくしやちやう ときた かつひこ  
代表取締役社長 鶴田 勝彦

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 24 年 10 月 2 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 1. IPv6 IPoE 接続事業者数の拡大

現在、ISP 等の接続事業者が東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西殿」といいます。)の NGN 上で IPv6 接続を提供する方式は、ISP が IPv6 PPPoE 接続(以下、「PPPoE」といいます。)方式で NGN と接続するか、接続が 3 社に限定されている IPv6 IPoE 接続(以下、「IPoE」といいます。)事業者より ISP が卸電気通信役務の提供を受ける方式があります。

IPoE 接続事業者数に上限が設定されることは平成 21 年 8 月 6 日の「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGN の IPv6 インターネット接続に係る接続約款の措置)」の際に、NGN が第一種指定電気通信設備であることに鑑み、IPoE 方式は利用の公平性が担保されているとは言えないこと、市場の寡占化の懸念があること等について多くの意見が寄せられました。この度、IPoE 方式の事業者数が現在の 3 社から最大 16 社に拡大された事は多様な事業者の参入を期待できることから、公正競争の観点において評価できるものと考えます。

しかしながら、PPPoE 方式と IPoE 方式を比較した場合、いずれも第一種指定電気通信設備である NGN との接続であるにも関わらず、PPPoE 方式が基本的な接続機能と位置づけられ、その費用が接続料原価に算入されることに対して、IPoE 方式は接続可能な事業者数に制限がある事を唯一の理由としてその費用は網改造料による個別負担と整理されています。費用負担の在り方として特定の接続事業者のみが利用する機能に係る費用を網改造料による個別負担とする整理には相応の範囲においては妥当性があると考えられますが、そもそも IPoE 方式は接続を希望する事業者が特定の少数であるのではなく、NGN の技術的制約により接続を制限された結果として少数の事業者しか利用できないに過ぎません。第一種指定電気通信設備との接続条件としても、IPv6 の普及拡大を実現するためにも IPoE 方式は PPPoE 方式と同様に多くの接続事業者が公平に共通的に利用する事が期待され、許容されるべき重要な機能です。

仮に今回、接続事業者数が 16 に至らなかった場合でも、個別負担となる過大な費用や接続に係る様々な要件等が IPoE 方式の利用を阻害していることが容易に想定されるため、早期に IPoE 接続事業者数の上限が撤廃され PPPoE 方式と同様に基本的な接続機能と位置づけ、その費用を接続料原価に算入し、低廉な費用で接続できることが望まれます。さらに、今後 IPoE 接続事業者数を 16 以上に拡大することに時間的・技術的な制約がある場合には接続事業者数に上限がある状態であっても、接続事業者の負担する費用の低廉化を図るための措置が必要です。

## 2. IPoE 接続事業者数の拡大に至った技術的措置の詳細

NTT 東西殿は IPoE 接続事業者数が 16 社へ拡大することについて、中継ルータ間および中継ルータ～収容ルータ間での故障検知方法を変更する技術的措置によるものと説明していますが、そもそも接続事業者数が 3 社に限られる事は QoS サービスにおける故障発生時の品質劣化を回避するためとされており詳細な技術的根拠が開示されていないことに加え、今回の措置においてもどのような根拠で上限を 16 社としたのか詳細が明らかにされていません。よって NTT 東西殿は、上限を 16 社と試算した際のネットワークの構成や接続条件等の前提条件や定量的・技術的根拠について関係事業者が幅広く検証できるように開示することが必要であると考えます。

## 3. IPoE 接続に係る NTT 東西殿の情報開示

平成 24 年 10 月 12 日の NTT 東西殿による事業者向け説明会において申込み手続および概算費用のご説明がありましたが配布資料において既存機能に係る網改造料の概算額がマスク(網掛け)されている上に、現在のユーザ数も開示されていないために事業参入に伴う費用の予測ができません。今回マスクされた機能毎の概算額は平成 21 年 4 月 28 日の NTT 東西殿の説明会時点では開示されていた項目であることから、前回と比べても明らかに開示範囲が狭められています。

接続事業者は事前調査申込みを行った後に(必要に応じて守秘義務契約を締結した上で)NTT 東西殿より、網改造料の概算額が開示される見込みですが、どの項目がどのようなレベルで開示されるのか明らかにはされておらず、事業計画に必要な情報を得られるか懸念があります。一般に、事業者間協議の在り方として守秘義務契約を締結した上で開示される情報が存在することは否定しないものの、第一種指定電気通信設備との接続である事を考えた場合、少なくとも費用に関して以下の情報開示が必要です。

### ①事前調査申込み以前に広く開示されるべき項目(費用関連)

- ・ 機能毎の投資費用の総額
- ・ 機能毎の投資償却開始時期
- ・ 機能毎の投資償却期間
- ・ 年経費(償却費と運用保守費の内訳含む)

### ②事前調査申込み後に開示されるべき項目(費用関連)

- ・ 各費用の積算根拠、内訳
- ・ NTT 東西殿、既存 IPoE 接続事業者殿のユーザ数の合計
- ・ 既存 IPoE 接続事業者殿のユーザ数の合計

特に今回の費用は「NTT 東西殿、既存 IPoE 接続事業者殿および新規 IPoE 接続事業者がユーザ数で按分するもの」、あるいは「既存 IPoE 接続事業者殿および新規 IPoE 接続事業者がユーザ数で按分するもの」が含まれていますが、ユーザ数で按分する場合、他事業者のユーザ数合計を把握しない限り自社が負担する費用の推定ができないことから開示していただくことが必要です。この点、既存 IPoE 接続事業者殿は上記の情報について業務運用上知り得ていると想定されることから、IPoE 接続を検討している事業者との間で情報格差が無いように開示していただく事が必要です。

#### 4. 網改造料の費用負担方法

新規 IPoE 接続事業者の費用負担は個別に負担するもの、NTT 東西殿および既存 IPoE 接続事業者殿と按分するもの、既存 IPoE 接続事業者殿と新規 IPoE 事業者と按分するものがありますが、費用の按分方法は接続申込み後に関係事業者間で協議の上決定するものとされています。

この場合、ユーザ数、ゲートウェイルータの利用ポート数、接続事業者数等で按分する事が NTT 東西殿より提案されていますが、利用ポート数、接続事業者数での按分は一定の合理性があるものの、新規 IPoE 接続事業者は後発事業者であるが故に既存 IPoE 接続事業者殿と比較してネットワークの利用の頻度が低い事やユーザ数が僅少であること、さらに新規 IPoE 接続事業者の提供エリアが全国ではなく特定地域となる場合も想定されることから、費用負担方法は関係事業者間で十分な議論を尽くし、新規 IPoE 接続事業者がその利用頻度やサービスの提供形態に比べて著しく不合理で過度な経済的負担とならない按分方法で合意することが必要であると考えます。

#### 5. 関係事業者間の合意形成

NGN はその性質上、NTT 東西殿と IPoE 接続事業者殿が共同でオペレーションする側面があり、網改造についても継続的な協議が進められてきたと理解していますが、新規 IPoE 接続事業者が共同でネットワークをオペレーションする上で、既存の IPoE 接続事業者殿との情報格差を無くすことを目的として、IPoE 接続事業者として共有すべき情報、課題について以下の項目を開示していただくことが必要です。

- ・ 現時点までの協議事項と結果
- ・ 今後の検討課題等の協議状況

また、費用負担やネットワーク構築に大きな影響を及ぼす網改造については事業収支を大きく左右する可能性があるため、新規 IPoE 接続事業者が接続申込を行った段階で事業者間協議への参加を可能としていただくことが必要です。

## 6. POI の拡大について

POI の拡大について NTT 東西殿および既存 IPoE 接続事業者殿の間で協議されていると思われませんが、現在の 2POI の構成では NTT 東西殿によって県間伝送が行われてトラフィックが 2POI に集約されていたところ、POI を拡大する場合には IPoE 接続事業者が拡大された各 POI に接続して自ら県間伝送を行ってトラフィックの集約することから、NTT 東西殿によるトラフィックの伝送距離は POI 拡大前と比較して相対的に小さくなるはずですが、このことにより、POI 拡大による接続インターフェイス追加にかかる費用はあるものの NTT 東西殿による県間伝送に係る IPoE 接続事業者の費用負担も当然小さくなる必要があります。

また、新規 IPoE 接続事業者が提供エリアを特定地方に限定している場合や、全国エリアを対象としている場合であっても特定地域に顧客が集中しているような場合、POI の拡大後の按分方法によっては事業性に見合わない過度な経済的負担となる事が想定されるため、関係事業者間で十分に協議し各 IPoE 事業者の POI の利用頻度に応じた費用負担とすることが必要です。

## 7. NGN の接続条件

現在 IPoE 方式で NGN と接続する POI は東京および大阪の計 2 箇所限定され、また収容対象エリアもそれぞれ東日本エリア全域、西日本エリア全域とされています。この接続形態は 3 社の全国系の IPoE 接続事業者のみが接続する段階においては合理的であったといえますが、接続事業者数が拡大されたことにより、提供エリアを特定地方に限定している ISP や、全国エリアを対象としている場合であっても特定地域に顧客が集中しているような ISP にとってもその事業形態に合わせ柔軟に接続できる必要があります。すなわち、単県でのみサービスを提供している ISP は近傍の POI へ接続することで当該地域のトラフィック収容できることや、複数の県域 POI とその他の県域エリアをまとめて収容できる POI への接続を柔軟に組み合わせて事業展開できることが望ましいと考えます。この点において仮に POI が拡大され、また全 POI への接続義務が継続する場合、その中継伝送に係る網改造料も莫大なものになると想定され、IPoE 接続方式が事実上大手事業者だけが利用できる接続形態となることは確実です。よって、IPoE 事業者数の拡大により新規参入による競争環境の促進が期待される中、IPoE 接続方式の技術的な制約が大手事業者にのみ利用する場合においては関係者間で十分に議論して合意形成を計る事が必要です。